

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレートガバナンスとは、株主、お客様、従業員、地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるとの認識の下、当社の経営理念である「創造と前進を旨とし価値ある商品によって社会に貢献し社業の持続的発展成長を期す」を実現するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じていくことであり、経営上の最も重要な課題のひとつとみなしております。

具体的には、「すべてのステークホルダーへの貢献」を目的とし、次の事項に留意した施策を当社グループ全体として実施しております。

- ・株主各位に対しては、業績に応じた適正な配当、適切な情報開示
- ・お客様に対しては、価値ある商品の供給
- ・地域社会との関係では、共生・共栄
- ・従業員に対しては、働きがいのある労働環境と労働条件の実現

また、公正かつ価値ある企業活動を可能とするための制度上の裏付けとして、次の施策等を実施しております。

- ・倫理規定を含む各種内部規則の制定
- ・社外取締役・社外監査役の選任
- ・各種内部監査制度や内部通報制度の導入

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4 - 11】

当社取締役の選任にあたっては、国籍や人種、性別にとらわれることなく、能力、見識、人格を総合的に勘案し、十分に責務が果たせる者を候補者としております。

ジェンダーや国際性の面で多様な人材を配置することの重要性の面から2019年6月27日の株主総会において女性監査役1名を選任いたしました。しかし、取締役においては、適任の候補者がなく、現在、全員男性かつ日本人となっております。

現在の構成においても、それぞれが当社の発展・成長に貢献しており、実効性のある取締役会として十分機能していると考えておりますが、今後も、多様性と適正規模を両立させる形での取締役会の構成を維持するため、事業規模や事業環境の変化に合わせ、ジェンダーや国際性を含む多様性の確保について引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、取引先との中長期的な取引関係の維持等を目的として保有する上場株式(以下「政策保有株式」という。)については、その保有の適否を検証し、保有に合理的な理由が無いと判断されるものについては売却等を行ってきております。

(2) 保有の適否の検証内容

前項に定める保有の適否については、取締役会において、毎年、個別の株式について、保有目的、保有に伴う便益・リスク、資本コストとの関係性などを総合的に検証しております。

2020年3月期末に保有する政策保有株式については、上記のとおり取締役会にて検証し、その保有の適否について確認しております。

(3) 議決権行使に関する基本方針

上場株式にかかる議決権の行使については、以下に掲げる具体的な事項を踏まえ、かつ、当該上場会社の経営戦略等を勘案した上で、効率的かつ健全な経営に役立ち、中長期的な企業価値の向上や株主・投資家の利益に資するかとの観点で総合的に判断しています。

ア. 剰余金処分

イ. 定款変更

ウ. 取締役・監査役選任

エ. 役員報酬および退職慰労金贈呈 等

(4) 政策保有株主から売却の意向が示された場合の方針

当社の株式を保有する政策保有株主から当社株式について売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなどにより、当該売却等を妨げることはしません。

【原則1 - 7】

取締役、監査役および主要株主等との取引については、会社法、関連法令および社内規則に基づいた適切な手続きにより事前に取締役会の承認を得ております。

【原則2 - 6】

当社は、受益者への年金給付を将来に亘り確実に行うべく、中長期にわたり、安定的な運用成果を通じて健全な年金制度運用に寄与するため

に、運用機関から意見を聴取したうえで、分散投資を前提に政策的資産構成割合を策定しています。当社は、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングし、運用に当たる適切な人材を配置し、経理部、人事部および総務部協議のうえ年金資産の運用方針（運用機関および運用割合）の見直しを行っています。

運用機関の選定に際しては、運用実績などの定量面だけでなく、投資方針、運用プロセス、コンプライアンス等定性面の評価を加えた総合的な評価を行っていきます。

【原則3 - 1】

(1) 経営理念・経営戦略、経営計画

経営理念は、本報告書の「 1. 基本的な考え方」とホームページに記載しておりますのでご参照ください。

https://www.mitsui-kinzoku.com/company/c_idea/

また、経営戦略と経営計画は、以下のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.mitsui-kinzoku.com/toushi/management/chyukei/>

(2) ガバナンスに関する考え方・基本方針

本報告書の「 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

また、ホームページにコーポレートガバナンス・ガイドラインを掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.mitsui-kinzoku.com/Portals/0/images/toushi/management/governance/cguideline.pdf>

(3) 取締役・監査役の報酬

本報告書の「 2. 業務執行、監査・指名、報酬決定等の機能にかかる事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4) 取締役・監査役の選任と指名

本報告書の「 2. 業務執行、監査・指名、報酬決定等の機能にかかる事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

(5) 個々の選解任・指名についての説明

個々の取締役・監査役の選解任・指名についての説明は「株主総会招集ご通知」に記載いたします。

なお、社外役員については、個々の選任理由を「2. 1. 会社との関係」に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社では、取締役会において、法令および社内規則（取締役会規則「経営に対する担当区分」等）により会社の重要な業務執行を決定するとともに、業務執行取締役および執行役員（以下「業務執行役員」という。）の職務の執行を監督しております。

また、取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大させるため、会社の重要な業務執行以外の業務執行の意思決定を業務執行役員に委任しています。

【補充原則4 - 1 - 3】

最高経営責任者後継者育成計画に関し、社長の人材要件定義やミネートプロセスの妥当性について、指名検討委員会で協議し取締役会に報告致しました。取締役会は、協議結果が客観性・透明性を担保できることを確認する等、主体的に関与しています。

【原則4 - 8】

会社法上の要件に加え、金融商品取引所の定める独立性基準等をみたす者を独立役員である社外取締役として3名選任しています。

【原則4 - 9】

本報告書の「 1. 独立役員関係、その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

また、ホームページに「社外役員の独立性基準」を掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.mitsui-kinzoku.com/Portals/0/images/toushi/management/governance/cguideline.pdf>

【補充原則4 - 11 - 1】

本報告書の「 2. 業務執行、監査・指名、報酬決定等の機能にかかる事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 2】

他の上場会社の役員兼務状況については、毎年、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

今回は第三者による実効性評価を実施いたしましたが、今回は前回までの振り返りを兼ね、自己評価を実施いたしました。

【結果の概要】

取締役会のモニタリング機能強化に向けた取り組み等、個別に更なる改善が必要な面はあるものの、前回に比べ、中期経営計画策定および個別重要案件への取締役会の関与についての評価は高くなっており、全体として、取締役会はコーポレートガバナンスの推進に貢献しているとの結果になりました。

今後は、コーポレートガバナンス・コードを踏まえた、当社独自のガバナンス強化への取組みがより一層求められているとの意見もあり、取締役会メンバーで共有いたしました。

当社取締役会では、本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行い、引続き取締役会の機能の強化に取り組みます。また次回以降の取締役会実効性評価の一環としてフォローしてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役および監査役に対し、就任時および就任以降も継続的に経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供する等、求められる役割を果たすために必要な機会を提供しています。

【原則5 - 1】

(1) 基本的な考え方

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲および方法で株主との間で建設的な対話を行っております。

(2) iR体制

経営企画本部長を統括責任者とし、コーポレートコミュニケーション部が中心となり、経営企画部、経理部、各事業本部企画・管理部門の協力を得て株主との建設的な対話を実現するための体制整備・取り組みを行っております。

(3) 対話の方法

決算説明会を年2回実施する他に、経営戦略、事業、製品等の説明会を適時実施いたします。また、ホームページ上でも事業内容、業績、経営戦略等を掲載しております。

<https://www.mitsui-kinzoku.com/toushi/>

(4) 社内へのフィードバック

株主・投資家の皆さまとの対話内容は、経営企画本部長が、必要に応じ、取締役会等の会議体へフィードバックいたします。

(5) インサイダー情報および沈黙期間

当社は、四半期ごとの決算発表前の約一ヶ月間を決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とし、業績およびそれらに付随する内容に関する問い合わせへの対応を控えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,926,900	10.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,718,500	8.26
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,187,750	3.83
JPモルガン証券株式会社	1,246,147	2.18
三井金属社員持株会	1,105,305	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,086,300	1.90
JP MORGAN CHASE BANK 385151	944,413	1.65
SMBC日興証券株式会社	735,600	1.28
三井金属取引先持株会	679,800	1.19
SOCIETE GENERALE PARIS / BT REGISTRATION MARC / OPT	657,704	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

・持株比率は自己株式(190,255株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の子会社のうち上場子会社は三井金属エンジニアリング株式会社1社であります。

当社は当社グループの経営に於いて、個社の自主性を最大限に発揮させ、個々の自立・発展を図りながら、3ヵ年の中計経営計画「19中計」を通じて、2024年のありたい姿を目指し、企業価値の最大化を目指しています。

上場子会社である三井金属エンジニアリング社には、独立体として、市場動向に応じた先端技術や専門人材の獲得等による事業基盤の強化を通じて企業価値を高め、株主としてのメリットを最大化し、他の株主と共有することを期待しています。

また、三井金属エンジニアリング社が、当社グループ内外の受注工事を通じて獲得した高い技術力は、独立体として企業価値を高めるばかりではなく、当社グループの多くの設備工事に活かされ、当社が持続的な成長を果たす上で三井金属エンジニアリング社を保有する意義は高いと考えています。

当社は、上場子会社のガバナンスに関して、その独立性を尊重すると共に、独立した意思決定を担保するために、上場子会社に対して独立社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制の構築を促します。

尚、当社は三井金属エンジニアリング社の経営の独立性を確保するため、代表取締役・業務執行取締役および幹部社員のうち、当社出身者については当社との雇用関係を解消しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	その他の取締役
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松永 守央	学者													
三浦 正晴	弁護士													
戸井田 和彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

松永 守央	-	<p>工学における専門知識と大学教授および国立大学法人の学長としての組織運営の経験を有しております。</p> <p>これまでに社外取締役、社外監査役になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、この豊富な経験を活かし、2016年に当社社外取締役に就任して以来、当社グループ経営全般の監視、監督機能の強化、取締役会の透明性向上などに寄与しております。</p> <p>当社取締役会の意思決定、コーポレートガバナンスの実効性向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断し、独立役員として届け出ております。</p>
三浦 正晴	-	<p>検事および弁護士としての法曹界における豊富な知識・経験を有しております。</p> <p>これまでに社外取締役、社外監査役になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、この豊富な経験を活かし、2019年に当社社外取締役に就任して以来、当社グループ経営全般の監視、監督機能の強化、取締役会の透明性向上などに更に寄与しております。</p> <p>当社取締役会の意思決定、コーポレートガバナンスの実効性向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断し、独立役員として届け出ております。</p>
戸井田 和彦	-	<p>日産自動車株式会社で営業部門を中心に商品企画、販売促進、販売会社の立ち上げなど幅広い業務を行い、業務執行者としての経験を有するほか、株式会社ファルテックにおいては代表取締役社長として東京証券取引所市場第一部上場を実現しました。現在は学校法人立教学院常務理事を務めており、幅広い経験・知識を有しております。</p> <p>当社取締役会の意思決定、コーポレートガバナンスの実効性向上に資する多様な見識、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断し、独立役員として届け出ております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名検討委員会	7	0	2	3	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	7	0	2	3	0	2	社外取締役

補足説明 更新

(1) 指名検討委員会

ア. 社外取締役、社外監査役、社長、人事担当取締役等により構成され、取締役会が取締役・監査役候補者の指名を行うに当たり、能力、識見、人格を総合的に勘案し、十分に責務が果たせる者を候補者として検討しております。

イ. 構成員の氏名等

委員長: 社外取締役 三浦正晴

構成員: 社外取締役 松永守央、社外取締役 戸井田和彦、社外監査役 石田徹、社外監査役 武川恵子、代表取締役社長 納武士、取締役 大島敬

(2) 報酬委員会

ア. 社外取締役、社外監査役、社長、人事担当役員等により構成され、株主総会で決議された範囲内において取締役会決議により一任を得た、取締役の基礎報酬額、業績報酬額、株式報酬決定基準の制定・改廃および各取締役の基礎報酬額、業績報酬額、

株式報酬の審議・決定を行っております。

イ. 構成員の氏名等

委員長: 社外取締役 松永守央

構成員: 社外取締役 三浦正晴、社外取締役 戸井田和彦、社外監査役 石田徹、社外監査役 武川恵子、代表取締役社長 納武士、取締役 大島敬

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

(1) 内部監査の組織・人員・手続き

ア. 内部監査委員会

(ア) 当社は社外取締役を委員長とする取締役会直轄の内部監査委員会を組織し、監査部が実施する内部監査の方針・計画の承認および監査結果の評価を行い、監査結果については監査部を通じて取締役会に報告しております。下記のほか、監査部長が構成員となっており、社外監査役2名および常勤監査役2名がオブザーバーとして出席しております。

(イ) 構成員の氏名等

委員長: 社外取締役 三浦正晴

構成員: 社外取締役 松永守央、社外取締役 戸井田和彦、代表取締役専務取締役 木部久和、取締役 西田計治

イ. 内部監査は、監査部員および内部監査委員会が指名した監査担当者が、当社の各事業部・事業所ならびに国内・外の各関係会社を訪問し、経営環境、内部統制の整備状況、会計処理の状況等について監査を実施し、当社グループにおける財務処理の健全性維持・改善および業務の効率化を図っております。当事業年度は監査部6名(専任)、監査担当者18名(兼任)が内部監査業務に携わっております。また、2020年度は監査部6名(専任)、監査担当者23名(兼任)が内部監査業務に携わる予定であります。

(2) 監査役監査の組織・人員・手続き

当社は監査役制度を採用しており、2020年6月26日現在の監査役は4名であります。

(3) 内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査部の実施する内部監査の結果については、監査役に対して遅滞なく報告するとともに、会計監査人に対しても適宜報告しております。監査役は、会計監査人からは会計監査計画の説明、監査結果の報告を受けております。また、それ以外にも会計監査人と定期的に意見交換を行っており、緊密に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
石田 徹	その他														
武川 恵子	学者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石田 徹	-	-	<p>経済産業省産業技術環境局長や資源エネルギー庁長官を歴任し、現在も日本商工会議所・東京商工会議所専務理事を務めるなど、長年にわたり商工業の復興に寄与する要職を務めてきております。</p> <p>2018年に当社社外監査役に就任して以来、これまでの経験、専門知識を当社監査に活かすことで、企業価値向上に寄与しております。</p> <p>以上のことから、引き続きその職務を適切に遂行できると判断し、独立役員として届け出ております。</p>
武川 恵子	-	-	<p>内閣府の要職を務めるなど、長年にわたり女性活躍推進など政策の立案・実行に携わった知識・経験を当社監査に反映するため選任しております。</p> <p>なお、経営陣をはじめとする特定の者と利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であることから、引き続きその職務を適切に遂行できると判断し、独立役員として届け出ております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

ホームページに「社外役員の独立性基準」を定めておりますので、ご参照ください。

<https://www.mitsui-kinzoku.com/Portals/0/images/toushi/management/governance/cgguideline.pdf>

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

その他

該当項目に関する補足説明 更新

経営成績を評価するうえで重要な指標としている連結経常利益を業績指標として業績報酬額を算出し、加えて、事業部門担当取締役については担当部門の業績に応じた評価を行い、加減算を実施しています。また、2021年3月30日開催の報酬委員会及び取締役会において、取締役報酬制度の見直しを行い、社外取締役を除く取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を図ることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、本制度に関する議案を2021年6月29日開催予定の第96期定時株主総会に上程することいたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年3月期における当社の取締役に対する報酬は223百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 報酬の決定方針

当社は、社外取締役、社外監査役、社長、人事担当取締役等からなる報酬委員会を設置しており、委員長は社外取締役から選任しています。取締役の基礎報酬額、業績報酬額、株式報酬は株主総会で決議された範囲内で、取締役会から一任を受けた報酬委員会において報酬額決定基準に基づき公正かつ透明性をもって審議のうえ決定しております。

2020年度の報酬委員会においても、報酬体系・株式報酬導入の検討および報酬決定額基準に基づいた取締役報酬額を審議し決定しております。

(2) 報酬の構成

ア. 取締役の報酬等は、経営の監督機能を十分に発揮できる取締役としてふさわしいものとして、次のとおり決定しております。

当社の役員報酬は、基礎報酬、業績報酬、株式報酬で構成され、報酬額の水準については、優秀な人材の獲得・保持が可能となるよう、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を活用して、売上高及び時価総額が同規模の企業群と毎年比較し、水準の妥当性を検討しております。基礎報酬については、会社業績、企業価値などを総合的に勘案したうえで社長の基礎報酬額を決定し、各役位の取締役の基礎報酬は、社長の基礎報酬を基準として職責に応じた役位毎の比率により決定しております。

業績報酬については、経営成績を評価するうえで重要な指標としている連結経常利益を業績指標として報酬額を算出し、加えて、事業部門担当取締役については担当部門の業績に応じた評価を行い、加減算を実施しております。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役および監査役には、業績報酬はありません。

また、2021年3月30日開催の報酬委員会及び取締役会において、取締役報酬制度の見直しを行い、社外取締役を除く取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を図ることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、本制度に関する議案を2021年6月29日開催予定の第96期定時株主総会に上程することいたしました。

イ. 基礎報酬と業績報酬の割合

取締役(社外取締役を除く)の報酬の支給割合は、制度設計上、基礎報酬60%・業績報酬35%・株式報酬5%としています。

但し、実際に支給する業績報酬は、連結経常利益額等により変動するため、基礎報酬、業績報酬、株式報酬の支給割合は変動いたします。

基礎報酬: 53% ~ 92.1%

業績報酬: 42.4% ~ 0%

株式報酬: 4.6% ~ 7.9%

合計: 100%

各報酬の支給割合は当社の経営戦略、事業環境、インセンティブ報酬における目標達成の難易度等を踏まえ、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を活用してベンチマーク企業群の動向等を参考に設定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

当社は社外取締役の円滑な職務遂行を期するため、取締役会開催に先立ち議案書の配布および必要に応じ事前説明を行うなどの方策を講じております。

また、社外監査役を含む監査役会に対しては、監査役室に配置した6名の室員(兼任)が監査業務を補佐しております。監査役室の人選については監査役の意見を参考として決定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 取締役と業務執行

ア. 取締役は、取締役会(毎月1回定時開催のほか随時開催)において経営上の重要な事項を審議するとともに、業務の執行を監督しております。適切かつ効率的に監督機能を果たすために、取締役会は事業に精通した取締役に社外取締役を加えた構成としております。また、取締役会の議長は、互選により選出しております。

イ. 業務執行については、執行役員制度を導入しております。上級の執行役員をメンバーとする執行最高会議(毎月2回定時開催のほか随時開催)において業務執行に関する重要な事項を審議し、その結果に基づいて執行役員の指揮の下に業務を遂行しております。

ウ. 取締役を兼務する執行役員の中で、代表取締役社長が三井金属グループの経営計画の立案、決定および推進における最高経営責任を担うとともに、三井金属グループの業務執行における最高業務執行責任を担っております。

なお、当社では、全社経営戦略を業務執行の現場に迅速に徹底させる、また、経営判断にあたっては業務の実情を熟知しておく必要があるとの考えから、代表取締役および業務執行取締役は、全社あるいは各事業部門・機能部門を担当する上級の執行役員を兼務しております。

エ. 各構成員の氏名等

(ア) 取締役会

議長: 取締役 西田計治

構成員: 代表取締役社長 納武士、代表取締役専務取締役 木部久和、取締役 大島敬、取締役 久岡一史、社外取締役 松永守央、社外取締役 三浦正晴、社外取締役 戸井田和彦

(イ) 執行最高会議

議長: 代表取締役社長 納武士

構成員: 代表取締役専務取締役 木部久和、取締役 大島敬、取締役 久岡一史

常務執行役員 井形博史、常務執行役員 角田賢、常務執行役員 岡部正人

(2) 監査役

- ア. 当社は監査役制度を採用しております。監査役は、当社での業務執行経験をもつ常勤監査役2名と、非常勤の社外監査役が2名であります。監査役は、監査役会で決定した監査計画に従い、取締役の職務の執行等を監査しております。
- イ. 常勤監査役2名のうち1名は、当社グループの機能材料事業において、事業部長の経験と品質保証、安全環境、営業等に関する相当程度の知見を有する者であります。また1名は、当社グループの財務、広報、経営企画などを中心とした経験とCSR、財務、広報、IR等に関する相当程度の知見を有する者であります。
- ウ. 監査役会は、監査役全員で構成され、事業の特性を理解したうえで取締役の職務執行を監視することにより経営の健全性を確保しております。監査役会は1か月に1回以上の頻度で開催しております。また、監査役のスタッフとして監査役室を設け、室員6名(兼任)を置いております。
- エ. 構成員の氏名等
議長:常勤監査役 三澤正幸
構成員:常勤監査役 沓内哲、社外監査役 石田徹、社外監査役 武川恵子

(3) 会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、法律の規定に基づいた会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の指定有限責任社員であり、業務執行社員でもある公認会計士3名が執行しており、その会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その7名であります。

(4) 指名

取締役・監査役候補者の指名については、II 1. 機関構成・組織運営等に係る事項に記載しておりますので、ご参照ください。

(5) 解任

取締役会は、業務執行役員の解職または解任について、職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、役位の解職または解任その他の処分もしくは株主総会に対する解任議案の提出について、審議のうえ決定しております。

(6) 報酬決定

監査役の報酬等は、株主総会で決議された範囲内において、監査役の協議において決定しております。

取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、II 1. 機関構成・組織運営等に係る事項に記載しておりますので、ご参照ください。

(7) 責任限定契約の内容と概要

当社と各社外役員は、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行者を兼務する取締役を中心に取締役会を運営しておりますが、適正な意思決定プロセスを確保するため、法令上必要とされる社外監査役に加えて、2003年より客観的立場からの経営に関する全般的なアドバイザーとして、社外取締役を導入しました。社外取締役には当社における社外役員の独立性基準に基づき、独立性のある者を選任し、取締役会等で有益なアドバイスや意見を受けております。従来から指名検討委員会の委員長は社外取締役を選任していましたが、2017年度より、報酬委員会の委員長についても社外取締役に変更し、2020年10月より社外監査役も指名検討委員会、報酬委員会のメンバーとすることにより、これらの委員会の独立性と客観性をより強化しました。

なお、前述のとおり、社外取締役および社外監査役がその役割を果たすためのサポート体制も確立しており、取締役会の意思決定にあたり、適切かつ確に監督・監視がなされておりますので、現在の体制でコーポレートガバナンスは有効に機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権の行使にあたり熟慮していただくための期間を確保するため、招集通知および議案を総会開催日の3週間以上前に発送しております。 2020年3月期に係る定時株主総会においては、新型コロナウイルス感染症の影響により招集通知の発送は株主総会開催日の2週間前となりました。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2007年6月28日開催の第82期定時株主総会から、電磁的方法(インターネット)および機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにより、議決権を行使することが出来ることとしております。
その他	当社は、株主総会が株主の皆様当社を理解していただくための大切な機会であると考え、事業報告を図表や動画により視覚化する等の工夫を行っております。 また、外国人投資家の議決権行使への便宜を図るため、招集通知の英訳版を作成し提供しております。 株主総会議案の議決権行使結果につきましては、各議案の賛成票の個数を含め成否の公表を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算の発表後に、図表等を用いて補足説明を行う機会を設けております。また、各四半期決算の発表後は、電話会議による説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、アジアにて海外投資家向けの説明会を毎年開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向け説明会の資料をTDnetおよび当社ホームページに掲載しているほか、決算情報や事業報告についても、過去数年間のものを含め当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、資本市場において企業価値に対する正しい評価を得ることが、証券取引所上場会社として最も重要な経営責務のひとつであり、それを実現するためには、全ての市場関係者に対して適時かつ公正に情報を提供するとともに、経営に関する意見や要望を吸収し真摯に対応することにより、企業と投資家とが互いに理解し合うことが重要であると考えております。 このような考えに基づき、代表取締役社長および経営企画本部長の指揮の下で、担当部署と定め専任者を配置している経営企画本部コーポレートコミュニケーション部を実務上の中心とし、関連する各部門が協力してIR活動を実施しております。	
その他	日常的に電話や面談を通じて投資家・市場関係者との意見交換等を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社会への貢献を当社グループの使命として標榜しております「経営理念」、その理念を実現するために、当社グループの役員および従業員の一人ひとりが守るべき規範として「行動規準」を定めております。 「行動規準」につきましては、当社ホームページにて公開しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>2016年1月にCSR室を設置し、同7月には代表取締役社長を委員長とするCSR委員会も設置し、「経営理念」「スローガン」「行動規準」をCSRの基本方針として認識を揃えCSRの取り組みをグループ全体で推進しております。CSR活動の一環として、2017年4月に人権方針を策定いたしました。今後当社グループ全体で人権に関する取り組みを進めてまいります。</p> <p>2018年5月に「環境行動計画」の改定をおこない、温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の削減、環境貢献製品の創出に関しての取り組み目標を掲げました。また「環境行動計画」の改定に伴い、2001年に策定した「環境基本方針」の内容を一部改め、生物多様性保全への取り組みを新たに織り込みました。三井金属グループとして共有すべき調達の方針として「三井金属グループ調達基本方針」を制定し、調達取引先への具体的要請ガイドラインとして、RBA(Responsible Business Alliance)の行動規範に倣った「調達ガイドライン」も設けました。</p> <p>これらの活動状況については、統合報告書および当社ホームページで公表してまいります。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>積極的かつ公正な情報開示を「行動規準」に規定するとともに、「ディスクロージャーポリシー」を定めております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令や規則を遵守し企業倫理に則った公正な企業活動を行うことが、企業として将来にわたり発展・成長を遂げるために不可欠であると考えております。

このような認識の下、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会における決定内容の概要は次のとおりであります。

なお、2020年10月1日付にて(1)当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、(4)当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、(7)取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制、および(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を改定いたしました。改定内容を踏まえて今後運用してまいりますので、〔運用状況の概要〕には反映されておりません。

(1) 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合するために、取締役および使用人に適用される行動規範である「行動規準」および社内規則によりコンプライアンス体制を明確にし、その推進を図る。

イ. 「取締役会規則」等の社内規則により各取締役の権限を明確にし、さらに独立性の高い社外取締役の導入により、各取締役の職務執行の透明性を向上させ、適正な職務執行が行われる体制とする。

ウ. 会計、税務、法務、安全、品質、設備、環境、衛生、ICT等、内部統制全般の健全性維持等を目的として内部監査を実施する。

〔運用状況の概要〕

当社グループの全員が共有すべき価値観および行動規範を定めた「行動規準」の国内外への周知のため、「行動規準」の各種外国語翻訳版を整備し、コンプライアンスガイドブック等を用いて海外を含めた各拠点において研修を継続実施し、周知徹底を図っている。

各業務執行取締役は、独立性の高い社外取締役を含む取締役会において、重要事項を報告している。指名検討委員会および報酬委員会の委員長を社外取締役とし、これらの委員会の独立性と客観性を強化している。

内部監査委員会を取締役会直轄の組織とし、同委員長に社外取締役を選任している。

内部監査委員会は、内部監査の方針および年度計画を決定し、当該決定に基づき監査部等が監査を実施している。内部監査委員会は、各事業年度終了後に監査部等が実施した監査結果の評価および指摘事項の是正状況を確認している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令ならびに「取締役会規則」、「情報管理規則」、「文書規則」およびICTガバナンスに関する規則等の社内規則に基づいて、作成、保存および管理する。

〔運用状況の概要〕

取締役会の議案資料および取締役会議事録は、法定の備置期限である10年を超えて永久保管しているほか、業務執行関連の重要会議の文書については、会議体により10年または永久保管している。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社子会社の業務執行に係るリスクの発生・未然防止、発生したリスクへの対処等を目的として、「リスクマネジメント規則」に基づいて、各リスク毎に所管部署を定めて、当社および当社子会社の業務執行におけるリスクの把握および評価、リスクマネジメントに係る方針の決定ならびにリスク発生時の対策を実施する。

また、「緊急事態発生時の対応に関する規則」を定め、大規模災害等の発生時に人命と資産を守り、事業の早期復旧および継続を図る。

〔運用状況の概要〕

2019年度は、当社グループにかかるリスクの見直しを図った。経営者が当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクについて、リスクマップにより特定し、評価を実施している。

また、リスク調査に基づき、大規模地震への備えや訓練を実施している。

緊急事態発生時の初動対応訓練や各種マニュアルの整備を実施している。

なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、人命最優先を基本方針として、感染拡大の状況に応じて適時に対応することにより、事業継続を図っている。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、経営に関する担当区分を定め、当社子会社を含む決裁権限と執行部門への権限移譲を明確にし、意思決定の効率化を図る。さらに執行役員制度により業務執行の迅速化を図る。

〔運用状況の概要〕

2019年度においては、定時の取締役会を月1回開催、2019年5月、12月に計2回の臨時取締役会を開催し、経営に関する担当区分を定める決裁権限等に従い、必要な重要事項を審議・決定した。

社外取締役と会計監査人との間で意見交換会を開催するとともに、各執行役員の業務執行状況のモニタリングを実施した。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規則」等により、当社子会社の取締役の職務の執行状況について取締役、監査役および所管部門が適宜報告を受ける。

〔運用状況の概要〕

各事業部門の定例会議において、「関係会社管理規則」等に基づき、当社子会社の取締役が職務の執行状況を報告している。

また、本社各部門等は、当社子会社取締役の職務の執行状況に関して入手した情報について、監査役に対して随時必要な報告をしている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 「会社職制規則」により監査役室を設置し、監査役の職務を補助する使用人を置く。また、当該使用人の人選については、監査役の意見を参考として決定する。
- イ. 監査役の職務を補助する使用人は、「会社職制規則」により監査役を補佐し、監査役会等において、監査役からの指示を受けるとともに指示事項の進捗等の報告、情報提供等を行う。

[運用状況の概要]

監査役を補助すべき使用人については、監査役の意見を参考として本社各部門から監査役室員を選任している。監査役室が事務局となり、毎月、監査役室連絡会を開催し、監査役室員が監査役からの指示を受けるとともに、監査役に対し、指示事項の進捗状況やその他各種情報を提供している。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

- ア. 取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損失を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- イ. 当社子会社の取締役、監査役および使用人は、監査役による子会社の監査に際しては、経営状況のほか、監査役が求める事項について報告する。
- ウ. 内部通報制度によってなされた通報の内容については、監査役と迅速に情報共有する体制を確保する。

[運用状況の概要]

常勤監査役に対しては、取締役会に加え、業務執行関連の重要会議に出席する機会を確保しており、これらの会議を通して各監査役へ報告・情報提供を行っている。常勤監査役および社外監査役は、必要に応じ、当社子会社に出向いて監査を実施し、経営状況のほか、監査役が求める事項について報告を受けている。

内部通報制度によってなされた通報の内容については、当社「ホットライン運営規則」に基づき通報者本人が特定されない措置を講じたうえで、定期的に監査役に報告するとともに、取締役会において総括報告している。

(8) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人については、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない。

[運用状況の概要]

当社ホームページおよびコンプライアンスガイドブックで不利な取扱いを受けない旨公表するとともに、社内研修等で当該報告を理由として不利な取扱いを行わない旨を周知している。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

[運用状況の概要]

事業年度の初めに、年間の活動計画に基づき、費用予算を計上している。また、費用予算を上回る支出が必要となった場合には、追加予算申請を行えるようルール化している。

(10) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役との定期的な意見交換会を開催するほか、監査役は重要な会議等に出席し、取締役および使用人との密接な情報交換を行うこと、および監査において内部監査部門と密接に連携できる体制を確保する。

[運用状況の概要]

2019年度においては、代表取締役と監査役との意見交換会を2回開催し、業務執行取締役、執行役員および経営幹部との意見交換会を6回開催した。また、社外取締役と監査役との間で会合を2回開催するとともに、会計監査人とも随時面談を実施している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループすべての役員および社員が共有する価値観と行動規範を規定した「行動規準」において、反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底すると定めております。

現在総務部を、当社グループにおける反社会的勢力排除のための対応統括部署としておりますが、今後とも反社会的勢力排除に向けた体制の更なる強化に努めてまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、株主価値を損う不適切な株式取得行為を防止するために最初に取り組むべきことは、健全な経営を通じた企業価値の向上であると考えておりますが、具体的な施策については検討中であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 適時開示に関する基本方針

当社の「行動規準」における「積極的な情報開示」に基づき、「内部情報管理および内部者取引に関する規則」として社内規則を整備し、適時開示の確実な遂行およびインサイダー取引の未然防止を図ること等により証券取引の適正化に貢献し、当社の社会的信用を維持することとしています。

(2) 適時開示に関する対応手順

ア. 重要事実の発生

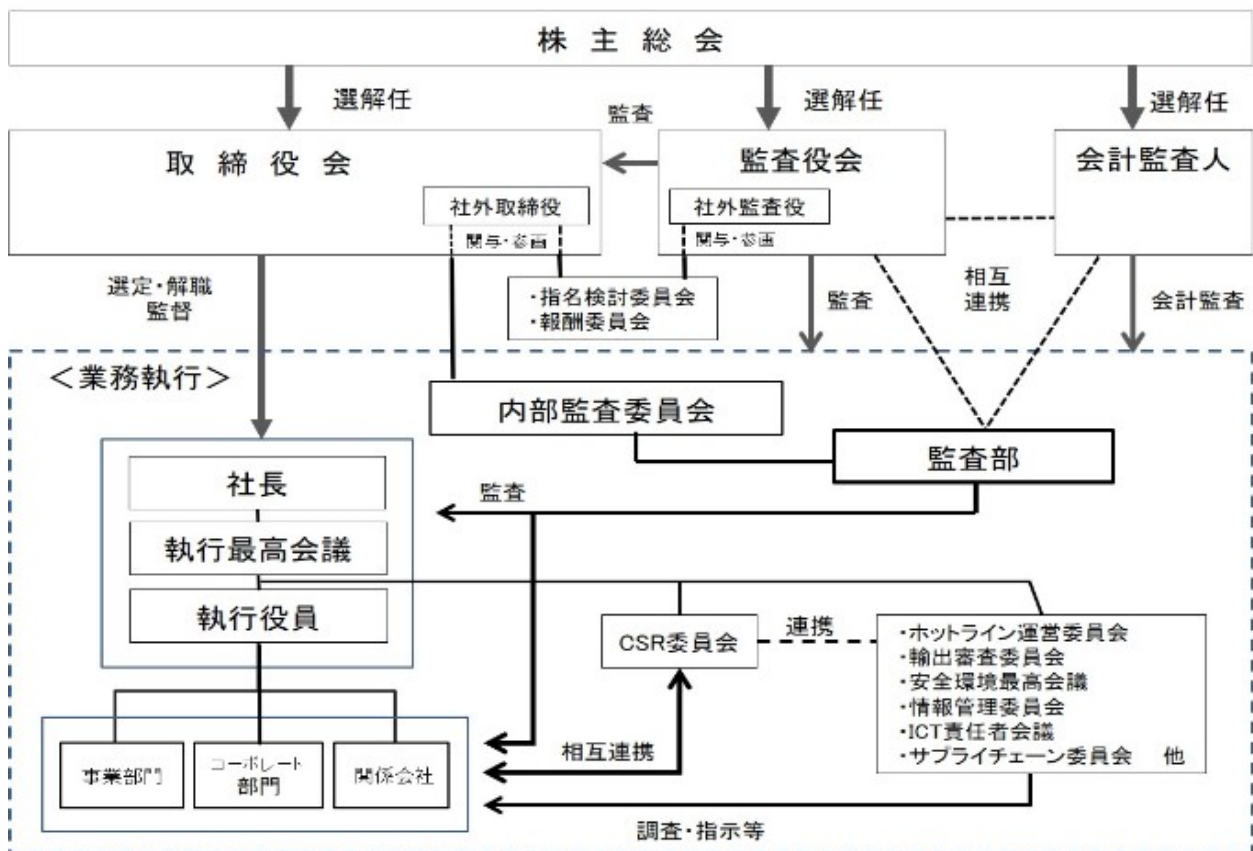
重要事実が発生したとき（連結子会社に発生したものを含む）は、その所管部がこれを確認し、当該所管部の担当取締役、コーポレートコミュニケーション部担当取締役、総務部担当取締役、コーポレートコミュニケーション部長、総務部長にその内容を報告することとしています。

イ. 重要事実の公表

重要事実の公表内容および公表時期は、所管部およびコーポレートコミュニケーション部で発議し、取締役会の協議を経たうえで、代表取締役社長が決定することとしています。

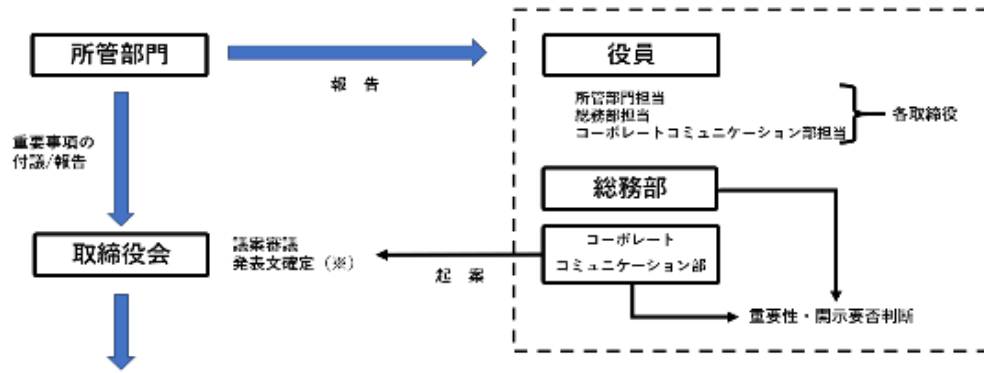
なお、重要事実の公表は、原則としてコーポレートコミュニケーション部が行います。ただし、公表が緊急を要する場合には、取締役会の開催を待たず代表取締役社長の判断により公表することもあります。

三井金属 コーポレートガバナンス体制の概略



(注)当社監査役と関係会社各社の監査役は随時連携をとっております。

適時開示に関する対応手順



適時開示（経営企画本部コーポレートコミュニケーション部が実施 部長：情報取扱責任者）

（※）公表が緊急を要する場合には、取締役会の開催を待たず社長の判断により公表することもあります。